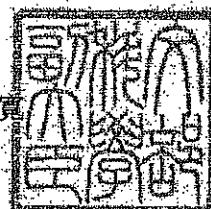


22文科初第1714号
平成23年3月14日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学副大臣

鈴木 寛



(印影印刷)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の
児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等が域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、入学者選抜における弾力的な対応を行うとともに、収容定員を超えた受入れについても特段の配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書を無償給与することができる。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとすること。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い等について

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、生徒又は児童の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うこと。特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

5. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

7. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
渡邊、菅谷、江間
(電話) 03-6734-2589
(FAX) 03-6734-3731
(E-mail) svoto@mext.go.jp

○住民基本台帳法の施行に伴つて学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について (伊勢原町) (昭和四一年一月二日)

一〇・一 文初時三十六年 各部道府県教育委員会あて 文部省初等中等教育局(教育課)

件名: 昭和四一年一月二日付け法律第八一から九まで住民基

本年法律が施行され、住民に関する諸種の事務処理が住民基本台帳

に該びる事項一項に行なわれることになりましたが、同法がわざと

十九年住民基本台帳法一般の合理化、簡素化の一環として、市町村の教

育委員会が調査する事務等についても従来の様式を廃止する等の措

置をいたしました。そのため、現行(略)のとおり、昭和四一年八月一

一日付け政令第一号(文部省よりて制定された住民基本台帳法施行令

による)学校教育法施行令(昭和二八年政令第三四〇号)の一部改正

が行なわれることとなり、昭和四一年一月二日付法律第八一から九まで

行なわれることとなり、昭和四一年一月二日付法律第八一から九まで

なが、住民基本台帳に記載がなしてこなう者であつて、当該

市町村に住所を有するものであつて、いのちにいたゞく者等を登録

を登録するなど、いのち会員おどり、教育委員会は、住民基本

台帳に記載または該成があると認める所をナメやかに当該市町

村長に通知するなど(住民基本台帳法第三条)。

(3) 学齢児童または学齢生徒等の住所地変更に伴う登録者の市町

村教育委員会の届出義務は、これを廃止することとし、学齢

児童または学齢生徒等に係る在入または居間にりて住民基本

台帳法における届出が市町村教育委員会に対して行なわれたときば、市町

村は、当該市町村の教育委員会に通知するなどとし、(学

校教育法施行令第四条)。

(4) これらの改正の施行期日は昭和四一年一月二日付法律第八一

記四の改正部分について昭和四四年四月一日とし(略)。

学校教育法施行規則第一〇条改正(略)。

(1) 学校教育法施行規則第三〇条改正(略)。

(2) 学齢児童の記載事項については、従来の学齢児童の記載事項を基

礎として必要な因縁事項の取扱選択を行なう。これらを学齢児

童または学齢生徒に関する事項、保護者に関する事項、就学十

歳または免除に関する事項、就学の督促等に関する事項および就学義

務の継続または免除に関する事項の五つの区分にまとめ、その

他必要な事項についても記載するものとする。

(3) 学齢児童は、統一的な専門で記載する「」とが望ましいが、特定

事項について必要がある場合は、便宜分母として記載してある

「」。

(4) 学齢児童または学齢生徒等の就学に関する市町村教育委員会と

して必要な事項があつて、通常学齢等に記載する」と。

(5) 以上の改正は、昭和四一年一月二日から施行される。